

大垣市税条例の一部改正について

1 趣 旨

令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の見直し

【附則第5条】

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、その適用期限を撤廃するもの。

② 優良住宅地の特例の見直し

【附則第23条の2】

優良住宅地の造成等のために譲渡した一定の土地等が、その譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、特例の適用ができないこととするもの。

③ 特定暗号資産に係る譲渡所得等の特例

【附則第26条の3】

納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、他の所得と分離して3%の税率により課税するもの。

(2) 固定資産税関係

・ 免税点の見直し

【第42条】

家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げるもの。

(3) その他

地方税法等の改正に伴う、引用条項等の整備を行うもの。

3 施行期日

項 目			施行期日
個人市民税関係	2(1)①	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の見直し	令和9年1月1日
	2(1)②	優良住宅地の特例の見直し	令和10年1月1日
	2(1)③	特定暗号資産に係る譲渡所得等の特例	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
固定資産税関係	2(2)	免税点の見直し	令和9年4月1日